

## 農林水産物・食品輸出本部会合（第2回）議事概要

1. 日時：令和2年6月19日（金）11:35～11:55
2. 場所：農林水産省7階講堂
3. 出席者：江藤農林水産大臣（本部長）  
若宮外務副大臣、遠山財務副大臣、松本経済産業副大臣、菅家復興副大臣、  
進藤総務大臣政務官、小島厚生労働大臣政務官、佐々木国土交通大臣政務官、  
塩川農林水産省食料産業局長

### 4. 概要

#### 1 開会

○農林水産省食料産業局長 ただ今から、農林水産物・食品輸出本部会合を開催します。はじめに、本部長である江藤農林水産大臣から御挨拶をお願いします。

#### 2 農林水産大臣（本部長）挨拶

○農林水産大臣 みなさま、本日はお集まりいただき、ありがとうございます。開催にあたり、本部長として、一言、御挨拶を申し上げます。

本年4月に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、その中で、2030年に農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする、大変魅力的な目標が定められました。また、さらなる輸出の拡大に政府一体となって取り組む体制として、4月に農林水産物・食品輸出本部が発足したところです。本来は、この時に輸出本部会合を開催し、輸出本部の看板掛けを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の発生のため、国内の生産基盤を守るために国内対策を優先し、先延ばししていました。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、本年1月から4月までの農林水産物・食品の輸出額は前年比9%程度の減少となるなど厳しい情勢ではありますが、安全・安心指向や、海外における家庭食へのシフトを背景に、最近、国別では、中国、台湾、ベトナム向けの輸出が増加するなど、明るい兆しも見え始めています。

世界の食市場は、新型コロナウイルス感染症の影響があるとはいえながらも、東アジアを中心にこれからも大幅に拡大することが見込まれています。人口も大きく増加していき、食の市場も拡大していくところです。また、言うまでもなく、我が国の農林水産物・食品の輸出は、農林漁業者の所得向上につながるものであり、また、そうでなくてはならないものだと思っています。

したがって、今回の緊急経済対策などを活用して、既存の商流の維持や消費者の行動変容への対応を行うとともに、輸出拡大に向けた反転攻勢をかけて、世界の食市場を獲得し、農林水産業及び食品産業の発展につなげていきたいと考えている次第です。

本日は、4月からの輸出本部の活動実績や緊急経済対策等について共有し、この本部が

中心となって、縦割りを排除し、政府一体となって輸出先国の規制対応などを戦略的かつ着実に進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

また、本日の輸出本部会合の開催を契機として、この会合の終了後に看板掛けを行います。

### 3 議事

#### (1) 農林水産物・食品の輸出の状況について

○農林水産省食料産業局長 それでは、議事に入ります。資料1から3まで、私から説明いたします。資料1は、農林水産物及び食品の輸出の状況についてです。

2019年の農林水産物・食品の輸出額は、9,121億円となり、7年連続で過去最高を更新しました。2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により1月から4月までで対前年比9.4%減少しています。

品目別の状況については、海外における外食需要の低迷、商談機会の逸失、旅客便の大幅減便による生鮮物流の停滞等の影響を受け、ホタテ・真珠等の水産物、牛肉、アルコール飲料等の輸出額が大きく減少しました。一方で、安全・安心志向や家庭食へのシフト等を背景に、牛乳・乳製品、鶏卵、コメ等の輸出が拡大しました。

輸出先別の状況については、輸出先上位の香港、米国等向けの輸出額が大きく減少しました。一方で、中国、台湾、ベトナムについては、直近の4月は対前年同月比で増加しました。

#### (2) 農林水産物・食品輸出本部の取組状況について

資料2は、農林水産物・食品輸出本部の取組状況についてです。

1ページは、農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置したことを記載しています。

2ページは、輸出の施策に関する基本的な方向等を定めた基本方針を策定したことを記載しています。

3ページは、輸出を効果的・効率的に拡大するために、輸出先国との協議の状況等を明記した実行計画を作成したことについてです。4月から大きな進展があった項目としては、シンガポール向け家きん肉取扱施設の認定など国内対応で3件、マカオ向け家きん肉の解禁など相手国との協議で5件となっています。

4ページは、米国・EU向けに輸出対応可能な食肉処理施設（牛肉）の認定状況を記載しています。

5ページは、原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃についてです。当初、54の国・地域で輸入規制がありました。34の国・地域で規制が撤廃され、現在、20の国・地域で規制が継続されています。輸出本部を中心に、政府一体となって、輸入規制の緩和・撤廃に努めていきます。

6 ページは、輸出証明書発行、区域指定、施設認定の手続の一本化についてです。これまで複数の組織がそれぞれ通知に基づいて行っていた、輸出証明書の発行等を法定化し、約 180 の通知を 1 本化して、利便性を高めました。

7 ページは、一元的な輸出証明書発給システムの整備についてです。輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを整備しました。第 1 段階として、原発事故関連証明書に加えて、自由販売証明書をシステムの対象に追加しました。令和 3 年度までに、全ての輸出証明書をシステムの対象に追加します。

8 ページは、輸出についての一元的な相談窓口の設置についてです。4 月から農林水産省本省に、輸出に取り組む事業者からの相談を一元的に受け付ける窓口を設置し、地方農政局等においても整備中です。また、本年秋頃を目途に、相談情報を共有できるデータベースの整備などを予定しています。

9 ページは、登録認定機関の登録についてです。民間機関の能力を活用して施設認定を迅速に進めるため、現在までに、一般社団法人日本食品認定機構と一般財団法人日本食品検査を登録認定機関として登録しました。

10 ページは、輸出事業者を支援するための輸出事業計画についてです。現在、認定実績は 29 件です。

### (3) 令和 2 年度補正予算による輸出支援策について

資料 3 は、令和 2 年度補正予算による輸出支援策についてです。

農林水産大臣の話にもあったとおり、輸出事業者からは、外食向けの売上げが大きく減少する一方で、家庭食へのシフトにより小売り、デリバリー等向けの輸出は拡大しているとの声があります。これらの声を踏まえ、既存の商流を維持するとともに、新型コロナウイルス感染症のまん延を機に生じている行動変容へ迅速に対応するための対策を措置しました。

2 ページは、経済対策の概要になります。具体的には、輸出物流の維持、食品製造設備等の整備・導入支援、非対面・遠隔の海外展開支援、新規・有望市場の維持・開拓に必要な商談・プロモーションの支援等を実施しています。

3 ページ以降は、個別の支援策に関する資料ですので、説明を割愛します。

### (4) その他 (各省発言)

○外務副大臣 外務省は、二国間会談、国際会議等のあらゆる外交機会を活用し、農林水産物・食品の輸出拡大に向けて様々な取組を進めています。

本年、日米貿易協定が発効し、TPP 11、日EU・EPAとあわせ、世界経済の 6 割をカバーする自由な経済圏が誕生しました。こうした貿易の自由化とルール作りの努力を通じて、農林水産物・食品の輸出拡大を引き続き図っていきたいと思います。

また、農林水産物・食品を輸出する際には、EPAの利用率の向上にも関係省庁と

もに取り組んでいきたいです。

震災後の輸入規制問題については、安倍総理陣頭指揮の下、農林水産大臣を始め関係閣僚の協力を得て、関係府省庁とも連携し、外交的働きかけを強化、重層化しました。その結果として、東南アジアやEUを一定程度動かしたことは大きな意義があります。こうした流れを最大限活用し、明年で震災後10年を迎えることも念頭に、輸出額の大きい北東アジアでの規制の緩和、さらには撤廃につなげていきたいです。

- 財務副大臣 資料4を御覧ください。財務省・国税庁においては、日本産酒類の輸出促進に向け、関係省庁・機関と連携しつつ、EPA等で、関税や輸入規制の撤廃等を確保するとともに、販路開拓支援、国際的プロモーション、ブランド化の推進等に取り組んできました。

こうした輸出促進の取組を一層推進するため、令和2年度には大幅な予算増を確保し、この7月に国税庁に輸出促進室を新設する予定です。

特に、酒類のブランド化と酒蔵ツーリズムの推進に重点的に取り組むこととしており、先般、日本酒等について、ラグジュアリー市場の開拓、スパークリングや熟成の展開、地理的表示(GI)の活用等、40件のモデル事業を採択しました。国税庁としては、初めての取組です。

引き続き、関係省庁・機関と連携しつつ、酒類の輸出促進に取り組んでいきます。

- 経済産業副大臣 資料5を御覧ください。経済産業省としても、関係者と連携して、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでいます。具体的には、「新輸出大国コンソーシアム」において事業計画策定から商談成立に至るまで、専門家によるきめ細かなサポートを実施しています。また、海外のECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本産品の販売を支援しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う渡航制限により、外国企業との対面での商談ができずに輸出が困難になっている等の声に接しています。

こうした中、ECサイト上での販売促進は渡航を伴わず販路開拓する重要な手段であり、売上も好調です。令和2年度第一次補正でもECサイト上での販売促進予算を措置しました。関係省庁とも連携の上、しっかりと応援していきたいと思えます。

最後に、福島第一原発事故に起因する日本産食品の輸入規制の撤廃に向けて引き続き関係省庁と連携して全力で取り組みますので、御協力をよろしくお願ひします。

- 復興副大臣 復興庁では、福島県産農産物等について、未だ根強く残る風評の払拭や輸入規制の撤廃・緩和に向け、中国や韓国等の駐日大使に対して直接の働きかけを行っているほか、国際会議の場なども活用した情報発信を行っています。

最近では、資料6-1にあるとおり、海外向けのテレビ放送を通じた発信を行いました。台湾の人気報道アナウンサーが福島在住の外国人の方に密着取材し、福島に住んでいるからこそわかる福島の魅力等を外国人の視点で伝えたいという思いで、台湾、ニュージーランド等で放映したところです。また、お配りしているパンフレット「風評の払

拭に向けて」については、新しいデータを元に作成し、特に食品中の放射性物質の基準については、日本は100ベクレル、コーデックスは1000ベクレル、EUは1250ベクレル、米国は1200ベクレルと、日本がいかに厳しく取り組んでいるかということを示しています。また、福島県内の空間線量率の状況も世界と比較しており、風評の払拭に寄与するものとなっています。この度、2020年度版の日本語版、英語版を公表しましたが、例年どおり、中国語版、韓国語版も作成し、海外の風評払拭に活用したいと考えています。

さらに、今年度は、引き続き海外向けのテレビ放送を通じた発信を行うほか、外国人向けポータルサイトを構築するなど、海外に向けた情報発信を一層進めていきます。

○厚生労働大臣政務官 資料2の4ページを御覧ください。農林水産物・食品の輸出拡大は、地域活性化の柱であり、最重要課題の一つです。

昨年度以降、食肉輸出施設の整備段階から、事業者・農林水産省・自治体等と協議を行い、EUや米国の牛肉輸出施設を新規で10件認定、シンガポールやタイの豚肉輸出施設を新規で8件認定するなど、輸出拡大に向けた取り組みを進めてきました。

引き続き、農林水産物・食品輸出本部の一員として、食品安全を所管する立場から、更なる輸出拡大の実現に向け、食肉の輸出施設の迅速な認定に取り組むなど、積極的に貢献していきます。

#### (4) その他（意見交換）

○農林水産省食料産業局長 ありがとうございます。それでは、意見交換に入りたいと思います。これまでの説明や御発言に対して、御質問等ありましたら、お願いします。

○農林水産大臣 私から、一言申し上げます。輸出本部を立ち上げ、縦割りも排除ということになりました。各省庁それぞれの強みがありますので、各省庁が今何を行っているのかということ共有することが大事だと思います。同じ方向性を向いて行っていることであれば、例えば、本日御出席いただいている省のうち、3省のみが共有していることもあるかと思いますが、今後は、農林水産省に集約していただきたいと思います。そして、5兆円という野心的な目標を達成するには、次の概算要求で、しかるべき予算を確保する必要があります、具体的にこのようなことをやるので、これだけの予算が必要で、すという説明をしっかりと行っていこうと思います。目標を掲げた以上は、是非達成したいと思いますので、今後とも御協力をよろしくお願いします。

それから、酒類についても、新型コロナウイルス感染症の影響で、日本酒の輸出がピンチになっていますので、農産物では果物、食品では日本酒というようにポイントを決めて輸出に取り組んでいくことが大切だと思います。

○財務副大臣 農林水産大臣から、5兆円目標達成のために、必要な予算を確保していきたいとの話がありましたが、来年度に向けた概算要求について、今年は9月末までが期限となっており、例年より1か月遅くなっています。それまでの間、農林水産省を中心

に、戦略を立てていただければ、最大限対応したいと思います。

もう一つ、海外から見て、日本の輸出が縦割りに見えるということはあまり良いことではないので、今回、輸出本部ができた意義は、農林水産大臣が冒頭言われたとおり、農林水産省を中心として、一元的に、相談や交渉の窓口を農林水産省が担い、そこから各省庁の得意分野に共有されて、戦略を立てていくことが、非常に重要だと思います。是非、農林水産大臣のリーダーシップの下、そういう体制を盤石なものにさせていただいて、縦割りの弊害がない形で、今後、政策を推進していければと思っています。財務省も、全面的に協力します。

○復興副大臣 先ほど申し上げたとおり、原発事故に伴う規制は、未だに20か国で存在しており、福島県の農林水産関係者にとっては厳しい状況です。配布したパンフレットにある、食品の放射性物質に関する基準100ベクレルについては十分に伝わっていない面もあり、各省庁にて情報を共有していただくことに、御協力いただければと思います。また、環境放射線も含めて、科学的データを共有していくことも意識して連携させていただければと思います。

○農林水産大臣 農林水産省職員を、大使館や領事館に、外務省職員として派遣しています。外務省に出向してからも、風評被害対策や輸入規制の撤廃に向けた業務、農林水産物の魅力発信の業務に、これまでよりもさらに従事できるように御協力いただきたいと思っています。輸出本部が発足し、チームになったのですから、農林水産省から外務省に出向しても、農林水産関係の業務も行うことができるように、御協力いただければと思います。

○外務副大臣 外務省には在外公館が各国にあるので、そこを拠点にして、農林水産物・食品輸出の拡大に貢献していきたいと思っています。

○厚生労働大臣政務官 台湾は親日国であるにも関わらず、原発事故に伴う輸入規制が非常に厳しいため、規制の緩和に向けて、政府一体となって進めていければと思います。

#### 4 閉会

○農林水産省食料産業局長 ありがとうございました。結びに、農林水産大臣から一言お願いします。

○農林水産大臣 ありがとうございました。

(以上)